

北九州市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月16日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第50号

北九州市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北九州市道路占用料徴収条例（昭和39年北九州市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「の各号」を「に定めるところ」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。

(3) 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。

別表の法第32条第1項第5号に掲げる施設の地下街及び地下室の項中「0.004」を「0.005」に、「0.007」を「0.008」に、「0.008」を「0.01」に改め、同表の令第7条第3号に掲げる施設の項中「0.028」を「0.033」に改め、同表の令第7条第8号に掲げる施設の項中「0.02」を「0.023」に、「0.028」を「0.033」に改め、同表の令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場の項中「0.02」を「0.023」に改め、同表の令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物の項中「0.02」を「0.023」に、「0.028」を「0.033」に改め、同表の令第7条第12号に掲げる器具の項中「0.028」を「0.033」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条

第1項若しくは第3項の許可又は同法第35条の同意（以下「許可等」という。）を受けて道路を占有している者（当該許可等に係る占有の期間が1年以下の者に限る。）の、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から当該許可等に係る占有の期間が満了する日（以下「満了日」という。）までの道路の占有に係る占用料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際、現に許可等を受けて道路を占有している者（当該許可等に係る占有の期間が1年を超える者に限る。）の、施行日から満了日までの道路の占有に係る各年度の占用料の額は、占有物件ごとに算出した前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額を上限とする。